

死亡一時金 相談シート（チェック表）

1. 遺族の要件を確認しました。

- 遺族基礎年金を受け取るための要件を満たしている遺族がない。 はい
いいえ

2. 亡くなった方の要件を確認しました。（※）

- 障害基礎年金を受け取ったことがない。 はい
いいえ
- 老齢基礎年金を受け取ったことがない。 はい
いいえ

（※）生前ご本人が年金を受け取ってなかった場合でも、遺族に未支給年金を受け取る権利が発生している場合は「受け取った」とみなされます。

ただし、生前ご本人が老齢基礎年金の繰下げ受給を予定していた場合は除きます。

3. 亡くなった方の保険料納付要件を確認しました。

- 死亡日の前日において、死亡日の属する月の前月までの第1号被保険者としての被保険者期間にかかる保険料納付済月数などの合計が36ヵ月以上ある。 はい
いいえ

保険料 納付月数 ①	4分の1納付月数 ② ×1/4	半額納付月数 ③ ×1/2	4分の3納付月数 ④ ×3/4	合計
①	②	③	④	
①	② ×1/4	③ ×1/2	④ ×3/4	①+②+③+④

4. 一時金額の説明をしました。

- 一時金額の見込み額を計算した。（年額） はい
いいえ

①保険料を納めた月数 _____ カ月

②一時金の金額 _____ 円

手続き開始後、約105日程度で一時金支給決定通知書が日本年金機構から届き、到着後約50日程度で死亡一時金を受け取ることができます。

余白

寡婦年金 相談シート（チェック表）

1. 遺族の要件を確認しました。

夫が死亡した当時、夫により生計を維持していた。

はい
 いいえ

2. 亡くなった方の要件を確認しました。

障害基礎年金を受け取るための要件を満たしていた（※1）こと
がない。

はい
 いいえ

老齢基礎年金を受け取ったことがない。（※2）

はい
 いいえ

（※1）亡くなった方が障害基礎年金を請求していなかった場合も含みます。

この場合、亡くなった方の障害基礎年金について、妻は未支給年金として請求することが可能です。

（※2）生前ご本人が年金を受け取ってなかった場合でも、遺族に未支給年金を受け取る権利が発生している場合は「受け取った」とみなされます。ただし、生前ご本人が老齢基礎年金の繰下げ受給を予定していた場合は除きます。

3. 亡くなった方の保険料納付要件を確認しました。

死亡日の前日において、死亡した月の前月までの第1号被保険者
（任意加入被保険者を含む）としての保険料納付済期間、保険料
免除期間の合計が10年以上である。

はい
 いいえ

4. 年金額の説明をしました。

年金額の見込み額を計算した。(年額)

はい
 いいえ

夫が受け取ることができた老齢基礎年金の金額

⑪

円

	保険料 納付済月数	全額免除 月数	4分の1納付 月数	半額納付 月数	4分の3納付 月数	合計
～平成21年3月	①	③	⑤	⑦	⑨	
平成21年4月～	②	④	⑥	⑧	⑩	
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	

①	③×1/3	⑤×1/2	⑦×2/3	⑨×5/6
+	+	+	+	+
②	④×1/2	⑥×5/8	⑧×3/4	⑩×7/8
▼	▼	▼	▼	▼
	+	+	+	+

年金額の
見込み額
(年額)

⑪

円×

480月(40年)

=

老齢基礎年金の満額

寡婦年金の金額 ⑪ () 円 × 3/4 =

円

手続き開始後、約60日程度で年金証書・年金決定通知書が日本年金機構から届き、到着後約50日程度で寡婦年金を受け取ることができます。